

## 第 3 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時      平成27年3月3日(火)  
                  開会 午後1時30分  
                  閉会 午後3時30分
2. 場 所      伊万里市民センター(文化ギャラリー)
3. 出 席      23名
4. 欠 席      0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者      10番 島田 義忠

15番 岸本 熊一

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久保克明
農地係	松尾希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第10号	農地法第5条の申請について	( 2件)
議案 第11号	農地法第4条の申請について	( 2件)
議案 第12号	農地法第3条の申請について	(11件)
議案 第13号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 25件) (中間管理事業 5件)	
議案 第14号	農地利用配分計画の承認について	( 5件)
議案 第15号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	( 2件)

8. 報告事項

報告 第3号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 2件)
報告 第4号	農地の形質変更届出について	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は10番 島田委員、15番 岸本委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 25件 中間管理事業 5件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第3号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第10号	農地法第5条の申請について	2件	議案第11号	農地法第4条の申請について	2件	議案第12号	農地法第3条の申請について	11件	議案第13号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 25件 中間管理事業 5件	議案第14号	農用地利用配分計画の承認について	5件	議案第15号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	2件	報告第3号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第4号	農地の形質変更届出について	1件
議案第10号	農地法第5条の申請について	2件																							
議案第11号	農地法第4条の申請について	2件																							
議案第12号	農地法第3条の申請について	11件																							
議案第13号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 25件 中間管理事業 5件																							
議案第14号	農用地利用配分計画の承認について	5件																							
議案第15号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	2件																							
報告第3号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																							
報告第4号	農地の形質変更届出について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第10号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																								
事務局	議案第10号 農地法第5条の申請の申請2件について御説明し																								

事務局	<p>ます。</p> <p>議案の1ページ、9番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町井手野地区です。</p> <p>借受人が、駐車場及び資材置場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、平面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>借受人が、医療機関が運営する多機能施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第10号農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>該当地区について説明致します。場所ですけれども、国道202号線の飲食店の裏手の方に旧市道がございますけれども、旧市道の傍です。譲受人の会社がその旧市道を挟んで申請地の隣にございます。船舶の螺旋階段辺りを作ってらっしゃる会社だそうでございます。従業員は30人ぐらいです。説明がありましたように、その会社の資材置き場、駐車場に利用するという事でございます。周囲は、東、南が川になっております。そして北の方は宅地になって会社などがございます。現在のところは地目が畑ですね。以前は水田だったそうですが、嵩上げて畑地になっております。4反以上あるわけではございますけれども、別に問題はないだろうという事で、印鑑を押しております。宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので、続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は八谷搦の警察署の裏手になります。商店に囲まれた田んぼです。この計画がなされてからは、草も払われておりました。2回ほど家に来てくださって、計画書を出してもらったんですが、街の中であそこだけ田んぼを作るのも大変だと思っておりました。それで、印鑑を打ちました。御審議ください。</p>

議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。
2番委員	ここは、何をされるのですか。
担当委員	言い忘れていました。病院の施設で、その病院を出て色々で きるようになった人のリハビリ的なことをされる施設ということ です。離れているものですから、街の中が交通の便がいいだろう という事で二つに分かれます。
2番委員	街で活動される。菜園とかフラワーガーデンとか何をするのかな と思ひまして。
担当委員	菜園をしたり、土いじりをさせたりですね。
議長	街の真ん中ではちょっと珍しい施設ですので、御意見が出るかな と思っておりました。 他に、ございませんでしょうか。 <なし> 無いようですので、議案第10号 農地法第5条の申請2件につ いて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進 達します。  続きまして、議案第11号 農地法第4条の申請2件について事 務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号 農地法第4条の申請2件について御説明します。  議案の2ページ、5番になります。 図面は、案内図が8ページ、字図が9ページになります。 申請地は、南波多町大川原地区です。 申請人が、植林するための申請です。

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図10ページ、字図が11ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町平山地区です。</p> <p>申請人が、森林づくり事業のための植林する申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第11号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>開発した梨園を御存知の方いらっしゃいましたら、わかるわけですけど。その下の方ですね。実は申請人が梨を作っていたわけですが、全部梨の木を切って植林をされるそうでご</p>

担当委員	ざいます。周囲も全部山で植林をしても支障はないだろうという ような判断をしております。以上でございます。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。
3番委員	梨園ですが開発事業でされていますが、それとこれは完全に別物 ですよ。
担当委員	そことは関係ないです。これは自分で開発された元ミカン畑でし た。その跡を造成しなおして梨を植えていた。その開発とは関 係ないものです。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> ないようですので、続きまして、6番について担当委員から説明 をお願いします。
担当委員	字図10ページになっております。県道松島・黒川線の脇田の交差 点より2キロほど上ったところの右側でございます。たまたま申 請人の周辺が地区で雑木なんかを伐採されておまして、そこに 県の農林課の方からみえて、佐賀県の方には四季彩と言いますか、 彩りのある木がないという事で区長さんに相談をされて、四季の 彩りがあるようなほうにつくられたらどうですかということで、 昨年10月くらいに私の方にもありました。協定書が市と県とか、 そういうところで取られています。それで、12月末に私の方にお みえになりまして、区長さん、あるいは生産組合長さんの印もあ りましたので、私も判を押しました。参考の為に、これよりもう 少し上の方に、公民館兼用としての集会場がありますけれども。 そちらの方の近くにも四季彩の森を作るということで、お話があ ってございました。以上です。



議長	6番について、御意見、御質問はございませんか。
16番委員	佐賀四季彩森林づくり事業というのは、補助金かなんかでののですか。
担当委員	そうです。
16番委員	県の方からくるのですね。
担当委員	県の方から。15年間の協定契約をされております。
16番委員	それはどこに申請すればよいのですか。
5番委員	伊万里の農林事務所ですかね。そちらの方と協定書が結ばれております。それをするためには、一応、木を伐採しておかないとできないということです。地区で保安林など、ものすごく多くされています。皆さん保安林を作りたいとうことで。
18番委員	これは県の事業ですか。
担当委員	県単の事業ですね。おそらく。それが市の方と調整をされている。
18番委員	そしたら、協定期間は手入れをしてあるという話ですが、あとはどうなるのですか。
担当委員	あともずっと、みていかないといけないのではないのでしょうか。今だけで植林しても、今すぐきれいになるわけじゃないし、先々、子とか孫の代にならないときれいにはならないので、そこはずっと公園みたいになってくるのではないかと。
18番委員	公園作りのようなものですね。
5番委員	木とかなんとかは県の方で補助をしてくれます。あとは自分たちで管理をなさいと。下の草刈り、伐採とか。そういうのは書いてあります。細目書に。

18 番委員	竹の古場の下の方にもそういうふうに県の事業でもらっています。そういうふうなもので、あとはどうなるのかと思ひまして。
5番委員	あとあとも管理されていくのではないかと。区長さんはそういう言われていました。
議長	<p>この近くに梅団地もあるし、紅葉とか桜なんかが綺麗に咲いたら、ちょっと寄ってみようかと、道路からすぐ見えるところですね。いいかもしれませんね。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第11号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第12号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号農地法第3条の申請11件について説明します。</p> <p>議案は3～4ページになります。</p> <p>19番につきましては、許可後の経営面積が4,833㎡であり伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、現況が一枚になっている土地を隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請であり、「本権利の設定または移転は、その位置、面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用するための申請であり、「本権利の設定または移転は、その位置、面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体と</p>

事務局	<p>して利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を現に耕作に供しているものが権利を取得するものである。」に該当し、下限面積要件の例外に該当します。</p> <p>そのほかの案件につきましては、申請事由や経営状況等、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3～4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第12号農地法第3条の申請11件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年25件について、御説明します。</p> <p>議案の5～7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧</p>

事務局	<p>ください。</p> <p>今回は借受人が13名、貸付人が24名で、面積は、田が47,494㎡、畑が1,617㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで、申出書を8～20ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上25件です。</p>
議長	<p>議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年25件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年25件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>本年度から農地中間管理事業の委託を受けまして、今回初めて農地の貸借が成立するという形になっております。</p> <p>議案は21ページになります。</p> <p>詳細な申請書等は22ページから24ページまでに記載しており</p>

事務局	<p>ます。もともと農地中間管理事業につきましては、農地中間管理事業に関する法律と基盤強化促進法と、二つの法律でなっております。今回、貸借をするにあたりまして、まず、佐賀県農業公社に基盤強化促進法による利用権設定をするということで、議案としてあげさせていただいております。借受者は農業公社1件となっておりますが、貸付者が5名。面積は田が19,271㎡、畑が1,183㎡となっております、筆の方が15筆という状況となっております。このあとの議案14号の方で、この公社の分をさらに転貸しして利用配分計画として議案の方に上げさせていただいております。まず、農地中間管理事業を使われた貸付者に対して、公社の方への貸し付けという事で議案をあげさせていただいております。</p> <p>中間管理事業については、以上5件です。</p>
議長	<p>今年度から始まった農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について5件について、説明していただきましたが。御意見、御質問はございませんか。</p>
7番委員	<p>この5名の方は農地集積協力金という補助金の対象者になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>機構集積協力金の中の経営転換協力金の対象になりうる方が2名いらっしゃいます。詳細は今からになりますが、4番と5番の方に関しましては、経営転換協力金の可能性がありうる方だという事でこちらの方で理解をしております。</p>
7番委員	<p>先程の5ページに同じ5番の方がいらっしゃいますけれども、この方は、公社じゃなくて個人の方にしていますけれども、農地集積協力金がいただける方なら、中間管理事業の方を通過させた方がよいのではないですか。</p>

事務局	利用権設定、5 ページに関しましては、借受者のほうが借受希望を出されてないということで、こちらの方は利用権設定でおこないたいという事でやっております。
7 番委員	相手の事ですね。わかりました。
議長	他にございませんでしょうか。
8 番委員	さっきの農地集積協力金ですが、これは中間管理事業の中であるということは、この前の生産組合会長会の時も説明をしたわけですが、どのようなケースの場合に出るといえることが、説明できなくて困ったわけですが、どのようなケースの場合に協力金が出るわけですか。
事務局	直接は農業振興課が担当部署になっておりますので、具体的な話にはなりません、21 ページにあげております 4 番の方。この方の例を取りますと、実際所有されている農地は 4 筆です。4 筆全てを自作されておりましたが、もう水田を作るのは難しいという事で、2 筆に関して、今のところ、農地中間管理事業に貸し出しをされています。残りの 2 筆に関して、今度 4 月になると思いますが、農地中間管理事業に貸し出しをされて、借受者がいる場合、または借受者が仮にいなかった場合でも、この 2 筆が農地中間管理事業を使って貸借が成立しているため、その 2 筆に関しては経営転換協力金の対象になります。全体的に言えば、全ての農地を基本は自作していて、そしてその自作されている農地を、保全管理も含めて、耕作放棄地を持ってないという条件になりますけど、その全ての農地を公社に貸し出して、貸借が成り立った筆に対して経営転換協力金の対象になると。貸し出した農地が対象になるのではなくて、全ての農地を貸し出さないといけませんが、貸借が成立した筆だけが経営転換協力金の対象になります。そういう制度です。経営転換協力金を受けようとするならば、もう農業はやらないという考え方でやると。ただ、実際には借受ができない農地が出てくると思います。その場合は、またちょっと対応が違

事務局	<p>って、販売はしてはいけないけど自作はしていいですよという話があるかもしれませんが、それはまだ実績がないので、はっきりとお答えしようがないところではあります。これが一つです。あとは、他にも地域集積協力金ということで、地域の中から20%を超えたら補助金の対象になると、農地中間管理事業を使って貸借が成って、この農地の中で、借受をされている隣の農地を借りている方にさらに貸すとなれば、連たんの的なもので耕作者協力金の補助の対象になりうるとなっております。種類が3つほどありまして、バラバラになっております。経営転換協力金自体は、非常にハードルが高い事業になっておりますので、なかなか該当する方がいない。逆に言えば、筆が少なくて、2筆しか田を持ってないとして、自作はされてないといけません、作っていたと。そういう方が2筆、農地中間管理事業を使って貸すと。そしたら、経営転換協力金の対象には大いになりうるのかなと思っておりますけれども。実際、闇小作とかですね。誰かが作っているというのは、まったく対象にならないので、貸し出すのは構わないのですが、貸借が成立しても経営転換協力金の成立した筆にはならないと。そういうのがルール上決まっております。</p>
議長	<p>今の説明でよろしいでしょうか。</p>
8番委員	<p>わかったようで、わからないような。</p>
事務局	<p>種類が3つあります。</p>
事務局	<p>あくまで農地を自作か保全管理、耕作放棄をしていないというのが、一つ大きな条件になります。なかなかいらっしやらないと思うのですが。耕作放棄地を持っていたらその時点で、経営転換協力金の対象にならない。耕作放棄地に関する部分としては経営転換協力金だけですね。地域集積協力金に関しても、耕作者協力金に関しましても、耕作放棄地を持ってはいけないというのはなかったと理解をしています。なかなか受けにくいんですけど、今</p>

事務局	<p>回のケースの中で、4番と5番の方は受けられる可能性があるんじゃないかと、こちらは考えております。あとは担当課の考えになるかとは思ってはいるんですけど。皆さんの中にもいろいろ補助金の関係でお話を受けることが多いと思いますけど。人によってケースがいろいろなんですね。皆さん同じ状況なら別でしょうけど、一人一人状況が違うので、相談があればいつでもこちらの方は対応させていただくという事を各生産組合長さんなり営農座談会なりに言わせてはいただいているんですけど。ただ、これも補助金が来年度、再来年度は厳しくなってくるのかなという話にもなってきています。</p>
7番委員	<p>5ページと6ページ利用権設定が載っていますが、今の話で言えば、設定をする側の人達の農家の形態はよくわかりませんが、今みたいに、全ての農地を出して契約をした人が補助金の対象になる、もちろん相手がいてのことでしょうけども。今みたいに、少しずつ出していく状況よりも、いずれ農業をやらないようになるなら、引きつけておいていっぺんに出してもらおうということが、農家の経営、形状の分析が必要じゃないでしょうか。6ページにあるように認定農業者に御相談をして、これだけの農地が動くのだから、この人達に1回利用権設定を結んで出してしまえば、その農地は次に経営転換協力金を取ろうとしても対象にはならないでしょう。</p>
事務局	<p>はい。</p>
7番委員	<p>それならばまとめておいて、いずれやめられる時に、その時いっぺんにというふうに、農家の経営分析をしないといけないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>現実的に、農業委員会では補助金を前提に事業をやっていないのが基本的な考え方でありまして。機械利用組合の代表者として利用権設定の申出書が出ているものもありますが、農業委員会としては、個人で利用権設定をさせていただいているという形になってお</p>



事務局	<p>ります。利用権設定自体は、生産組合であったりとか、機械利用組合であったりというのは、基本、利用権設定ができない。任意団体であり、法人格はございませんので。伊万里市の考え方としては農地の流動化なり、農地を守っていくためには、そういう人たちの分も利用権設定をして、法的関係をきちんとしておこうという形で進めているところではあります。今、委員さんがおっしゃたように、こちらも状況がわかればですね、この方が補助金を受けられる方だということがわかれば、お話を聞いて、隣の農業振興課に繋いでいるという状況ではあります。今ちょっと数がない、補助事業の制度説明がよく理解されてないというところもあるとは思いますが。農業委員会としては受けられる方は受けていただければという考え方はあります。ただ、農地中間管理事業が長いスパンというか、時間がかかってからの決定になるというのもあって、今すぐにやめて他の人に作らせるという話はなかなか該当しないという状況があります。なるべくなら、今年一年作っていただいて、あわせた形で公社を使ってお願いできないかという話は、相談があればしており、そういう形で繋げてはいるのですが。やっぱり、そうしたら、次に借りられる方が借られなくなるとか、いろんな条件があるみたいなので。補助金を受けるからこうしたいという話はなくて、このお二人の方に関しましても、補助金を受けたいからというわけで来られたわけではなくて、農地を借り受ける方が補助金に該当するのではということで、お話を持ってもらっています。</p>
7番委員	<p>借受に、営農座談会にまで来て、農業振興課はこういうふうな制度資金がありますよって説明をしていくわけよね。このために農家の貸し出す側の状況を十分把握して、あと一年するとこうなるというところから始めないと、あるものも取れないと思いますよ。借り手からはしないことだからね。でも、取れるのを見逃さないようにすべきじゃないですか。</p>

事務局	<p>今の話は、6 ページでいうところの、例えば、一番上の方で言うと。この方と貸し借りをしましようという中で。要は、この方が他の農地を自分がもう作らないよとか、もうここ何年かでやめるよというところであれば、そこまで待って転換協力金をもらうような形で推進したらどうかとされているわけですね。</p>
7 番委員	<p>近い年度であればね。失礼な質問かもしれないが、もったいないじゃないか。もらっていいお金が取れないというのは。だから、そういう再分析をしてから、いや、すべきことじゃないかと聞いています。</p>
議長	<p>国の方も目玉政策のようにして制約をかけてですね。もうちょっとオープンにして国の予算を大盤振る舞いのようにするならですね、その辺りもやりやすいのでしょうけど。制約はかけてですね。その辺りはちょっと、問題なところはありますね。</p>
7 番委員	<p>大事ですものね。これね。以上です。</p>
議長	<p>この中間管理事業の関係が、今回初めて利用集積計画でできましたけど。これからぽつぽつと該当する物件については出るようになると思います。</p> <p>その他に、この件について御質問はないでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については承認を戴きましたので書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第14号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第14号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は25ページ～26ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成については同法第19条第3項の規定により伊万里市長から意見を求められていますというのを、承認をという書き方をしておりますが、この案を提出しております。</p> <p>先程、農業公社への農地中間管理事業を使つての利用権設定を説明しましたが、その後の分になります。農用地利用配分計画を作成して、これを佐賀県農業公社の方に伊万里市の方から提出をなされます。それに伴って、農業公社の方は農山課の方に利用配分計画を提出し、佐賀県で公告を2週間行って、知事の許可を受けて、4月1日からこの農用地利用配分計画、利用権設定と同じになります。開始するという手続きになりますので、その前段階となっております。中身的には先程、公社へ貸したものを転貸されるという形で、面積に関しても田が19,271㎡、畑が1,183㎡、合わせて20,454㎡。借受人は5名。筆数は15筆。期間は10年。賃借料等、明細については御確認いただければと思います。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第14号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>中間管理事業ももう少し、法的に緩和されて協力金なんかがいただけるシステムに変更していただくと、もっとどんどん増える可能性もあるかもしれませんが。</p> <p>特にないようですので、議案第14号農用地利用配分計画の承認</p>

議長	<p>については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第15号農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名2件についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名2件について御説明します。</p> <p>議案の27ページの1番です。</p> <p>案内図と字図が28ページになります。</p> <p>あっせんの申出が東山代町で出ております。東山代町長浜地区での申出であるため、西部地区担当の西山委員と山口満子委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案の27ページの2番です。</p> <p>案内図と字図が29ページになります。</p> <p>あっせんの申出が南波多町で出ております。南波多町大川原地区での申出であるため、東部地区担当の前田節朗委員と井手委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は30ページを御覧ください。 7番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>8番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用される予定で5条申請を上程しております。</p> <p>報告第3号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして報告第4号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の31ページの3番になります。 図面は案内図が12ページ、字図が13ページ、平面図14ページ、横断図が15ページになります。</p> <p>申請地は二里町西八谷搦地区です。 申請地は水はけが悪く利用しづらいので嵩上げをして田として利用するための届出です。</p> <p>報告第4号については以上1件です。</p>

議長	それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。
6番委員	水はけが悪く、何を作っても駄目だから嵩上げしてまた利用したいという事で。水はけを良くするための嵩上げという事でしたので、判を打ちました。御審議ください。
議長	3番について、御質問はございませんか。
2番委員	水は、もともと新田川からとっているのですか。
7番委員	新田川からですね。
2番委員	どのようにして取っているのですか。
7番委員	ポンプで。
2番委員	ポンプで、橋の上に。
7番委員	そうです。新田川から水路にあげて、そこからポンプアップで水田にのせています。
2番委員	新田川の方からまっすぐあげられないのですか。
7番委員	それはあげられない。あれは甘いので。かなり遠いですし。有田川はやっているみたいですが。
6番委員	田んぼにできるんですか。水田として。
7番委員	1.3mって絶対のらないような。
6番委員	畑でしょうね。
7番委員	そうですね。
6番委員	また使いますということでしたし。

2番委員	NTTの建っているところの高さまであげるということですよ ね、たぶん。
7番委員	この辺りの手前の北側の方に、踏切があるから渡ったところの右 側にポンプがありますよね。あれでのせている。そして、新田川 の所にももう一つポンプがある。それから水田にのせています。 田でしょ。畑じゃなくて。
2番委員	ポンプであげて、またポンプであげるんでしょうね。
議長	ほかにございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。  これで、第3回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>